

奈良工業高等専門学校学生表彰規程

昭和63年4月1日制定

令和7年2月13日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学則(昭和39年4月1日制定)第55条の規定に基づく本校学生の表彰(以下「表彰」という。)については、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類及び対象者)

第2条 表彰の種類は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 優秀賞
- 二 特別賞
- 三 専攻科研究優秀賞

2 表彰は、別表に定める表彰の基準の一に該当する者について行う。

(被表彰者の選考及び決定)

第3条 被表彰者の選考は、別表に定める推薦者の推薦に基づき、関係委員会において行う。

2 第2条第一号及び第二号にかかる表彰の選考においては、前項の選考を経たのち、教務委員会・学生委員会・寮務委員会の各主事補1名並びに必要なに応じて副専攻科長1名を加えた合同の事前調査を行う。

3 前2項の被表彰者の決定は、運営会議の議を経て校長が行う。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、別表に定める日に行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、校長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を授与することができる。

3 表彰された個人又は団体は、記録に留めるほか全学生に公示する。

(事務)

第6条 この規程の実施に伴う事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

2 第2条第1項第1号及び第2号に規定する表彰については、昭和63年3月19日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行日前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 第2条第1項第二号に規定する表彰については、平成29年度に入学した学生までの適用とし、平成30年度以降に入学した学生より廃止する。
- 2 この規程は、平成29年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 過去の附則に記載されている第2条第1項第二号に規定する皆勤賞の項については削除する。

別表（第2条，第3条，第4条関係）

表彰の種類		表彰の基準	表彰の 期日	推薦者	関係委員会
(第一号) (学業成績) 優秀賞		在学5年間において，学業成績が優秀で人物も優れている者のうち，各学科2名以内とする	卒業式	各学科主任	教務委員会
(第二号) 特別賞	イ	在学期間中，全国高専大会に3回以上出場した者並びに課外活動・学生会・寮生会等において特別な功績があった者	卒業式	寮務主事 各学科主任 顧問教員 指導教員 学級担任 等	学生委員会
	ロ	全国大会又はこれに準ずる大会において，優勝又は準優勝した個人又は団体	随時	各学科主任 顧問教員 指導教員 学級担任 等	
	ハ	ロに準ずる催し物において，それらと同等と認められる成績を挙げた個人又は団体			
	ニ	学校内外における特別な善行，学生の模範として推奨できる行為又は功労等のあった個人又は団体			
(第三号) 専攻科 研究優秀賞		次の基準のいずれか，又は複合により特に顕著な学術研究活動があった者のうち，システム創成工学専攻においては機械制御システムコースからは2名以内，電気電子システムコース及び情報システムコースからは1名以内とし，物質創成工学専攻においては1名以内とする。 (1) 筆頭著者査読論文発表 1編以上 (2) 共著者査読論文発表 2編以上 (3) 学会発表（本人発表に限る） 3回以上 (4) その他，特に優れた研究成果が認められるもの	修了式	システム創成 工学専攻各 コース代表 物質創成工学 専攻代表	専攻科委員会